



Grant Thornton

An instinct for growth™

30 July 2014

Tax Alert

2014 年におけるベトナム税務当局による税務調査・査察の動向、そして、企業側で採るべき対応策



2014年上半期におけるベトナム税務当局による税務調査・査察の結果

税務総局("GDT")が公表した情報によれば、各レベルでの税務当局による税務調査・査察が 20,983 社の企業に対して実施されました。この企業数は、年間計画の 28% を達成しており、2013 年同期比では 64.3% の増加となっています。この結果、税務調査・査察による追加税収額が、前年同期比 80.8% 増加の 4 兆 1,192 億 VND となり、欠損金の減額は、前年同期比 250% 増加の 6 兆 4,790 億 VND となりました。

一方、移転価格査察は、年初から現在までに、損失を申告している移転価格の兆候が見られる企業 557 社に対して実施されました。追加税収および各種罰金の総額が 5,793 億 VND、VAT 控除否認額が 256 億 VND、そして、欠損金の減額が VND1 兆 5,172 億 VND の結果となっています。

2014 年下半期の税務調査・査察計画に関して留意すべき事項

税務総局は、各地の税務局に対して、総力を挙げて、2014 年の税務調査・査察計画（税務査察は、管理下の企業数の最低 1.65%、納税者の事務所における税務調査は、管理下の企業数の最低 13% に対して実施）をより迅速かつ強力に実施すべく注力するよう指示を出しています。その他にも、税務当局は、移転価格、電子商取引、インターネット取引、疑わしい兆候が見られる銀行決済取引のある企業などに対する税務調査・査察、大企業や外国投資企業に対する税務査察などを優先事項としています。

更に、[税務査察手続きの公布に関する 2014 年 1 月 27 日付け税務総局 Decision No. 74/QĐ-TCT](#) によって税務査察手続き

がより整備かつ改善されており、税務査察年間計画の立案・承認、納税者の事務所における税務査察、税務査察データの入力、そして、報告制度などに関して多くの変更が見られます。中でも、以下のような事項に留意すべきだと思われます。

- 税務当局は、リスク・レベルの高さに応じた納税者リストを作成して、税務査察年間計画にて考慮します。
- 計画外の税務査察を実施する場合としては、(i) 納税者に税法違反の兆候が見られる、(ii) 税務に関する訴え、告発を解決するため、(iii) 法令の規定による分社、合併、統合、解散、破産、株式化、(iv) 各レベルの税務当局長または財政省大臣の要請に基づく納税者への税務査察の場合があります。

税務総局は、2014年3月13日付けで、**税務リスクの兆候がある組織、事業を営む個人の一般情報および税務リスク情報公開に関する Official Letter No. 815/TCT-KK** を発行しています。この Official Letter によれば、以下のような組織、事業を営む個人が、情報公開の対象となります。

- 以下の税法違反行為がある納税者。
 - 脱税、税金の着服、インボイスの不正売買、インボイス紛失、税法違反後の逃亡、脱税行為の幫助、各種罰則・滞納処分の適用にもかかわらず期限通りに納税しない場合。
 - 他の組織・個人の納税権利および義務へ影響を与える税法違反行為。
 - 情報やデータ提供の拒否、税務調査・査察決定の非遵守など税務管理当局の要請を実行しない場合。
- 以下の税法違反の兆候がある納税者。

- 買手および売手が、夫婦、兄弟姉妹、異常な兆候を示す関連者間取引の関係にある場合。
- 関連当局から税務当局に対して税法違反行為がある旨の通知があった場合。
- 税務申告はされているが、届出済み住所で事業活動が行われておらず、行方が不明な場合。
- 事業登録、投資登録、企業登録を行っているが、規定に従う税務申告を行っていない場合。

上記の場合に関する情報は税務総局のウェブサイト上で公開されます。

その他、税務リスクの高い企業に対する税務管理強化に関して指示をしている最近の文書の中では、ベトナムの税務当局は、付加価値税 (“VAT”) 還付に対する検査に特に留意しています。具体的には、財政省から各地税務局へ送付された **2014年2月10日付け財政省 Official Letter No. 1752/BTC-TCT** では、税務リスクの高い企業が特別に強調され焦点を当てられています。

なお、最近の税務調査・査察においては、税務総局および各地税務局が **2012年5月21日付け財政省 Decision No. 1250/QĐ-BTC** で承認されている **2012年から2015年までの期間の移転価格活動検査アクション・プログラム** を具体的かつ決然と実施していることを、改めて認識させられます。このプログラムによれば、移転価格活動に対する実際の査察が年間の税務査察の少なくとも20%を占めるよう税務査察を立案しかつその方向で実施すべく、各企業の移転価格活動に対する査察の強化に注力するよう、財政省が各税務当局へ要請しています。

2013年から現在までの実際の移転価格査察を通じて、税務総局および地方税務当局は、関連者間取引があるにも関わらず、

関連者間取引申告書上で開示すべき情報が無申告または不正確、あるいは、2006年から2013年までの市場価格を証明する十分な資料文書を規定の期限通りに提出できない一部納税者に対して、見なし利益率による課税をしています。税務当局により適用される見なし利益率は、通常、一定の分野に対して非常に高く、25%に達する年度もあります。

企業経営者の皆様への Grant Thornton (Vietnam) からのご提言

特に現状を踏まえたより良いリスク管理のために、避けられるはずのミスを最小限に抑えるべく効果的かつ迅速な税務および移転価格リスクを管理する方策が必要です。企業経営の皆様へは、Grant Thornton (Vietnam) から以下の通り8つのご提言を申し上げたく存じます。ご参考になれば幸いです。

1. 税務総局が開発したインボイス検索サイト(www.Tracuuhoadon.gdt.gov.vn)での頻繁かつ定期的な情報検索により、インボイス入手先が事業活動を停止した企業、行方不明の企業、インボイスの不正売買を行う企業などではないかのチェックを行い、不正インボイス使用による処罰、そして、法人所得税上の損金不算入や付加価値税控除の否認リスクを最小限に抑える。
2. 会計的な観点に基づく売上、費用および利益の認識計上に関わる論点の通常精査に加えて、各種税目の税務申告書、各種税法の規定に基づく納税額算出に関連する書類を、別途、精査することが必要です。
3. 最新の各種税法、移転価格規定を入手するために自社スタッフを頻繁に研修コースに参加させる。参加させる研修コースは、一般的な内容のものよりも、自社の事業活動を踏まえた内容の研修コースの方が望ましいでしょう。
4. 税務当局からの税務調査・査察の通知があったら、会計部門と労務部門は、事前に税務専門家と意見交換をする時間を持つべきです。各種帳簿、インボイスおよび証票を十分に準備しておくこと、そして、自社および税務当局の権利と義務を理解しておくことは、税務調査・査察から良い結果を得るための重要な要素です。
5. 付加価値税の還付を受ける十分な条件があると自社として判断した場合には、還付申請書類を税務当局へ正式に提出する前に、還付申請額と還付申請書類について改めて精査をするべきです。この精査によって、(i) 自社でファイルしているインボイスや証票の合理性、適法性、十分性、適切性をチェックし、(ii) 還付申請額と実際に還付される額との差異を最小限に抑え、(iii) 予期しない罰金に驚くことを避けるために役立てることができます。また、(十分な条件がある場合には) 定期的な付加価値税還付申請の計画を立てて、自社のキャッシュフローを改善することをおすすめ致します。
6. 関連者間取引申告書上に記載すべき情報の無申告または不正確な申告、あるいは、移転価格証拠文書の不整備または規定に沿っていない形で作成された証拠文書を原因とする税務当局による見なし取引価格の適用を避けるために、関連者間取引情報の申告書で申告している情報を定期的に精査して、申告情報の正確性および十分性を確認し、そして、当該年度の関連者間取引が市場価格で行われたことを規定に沿った形で証明する資料を保管しておくこと。
7. 顧客、仕入先、コントラクターなどとの重要な契約書、または、上席役職スタッフとの労働契約を締結する前に、税務専門家からの独立した専門的な意見を求めて、契約締結により生じる法的権利の保証、そして、生じうる義務をチェックすること。



Grant Thornton

An instinct for growth™

8. 外国の会社への様々な支払取引から生じる外国契約者税の影響を考慮すること。必要な場合には、その外国の会社が所在する国または地域とベトナムが締結している租税条約が定める規定を適用すること。

税務専門家のアドバイスをお求めの際には、弊社 Grant Thornton (Vietnam)へお問い合わせ下さい。



Grant Thornton

An instinct for growth™

Contact

Hanoi Office

T +84 4 3850 1686

W: <http://www.gt.com.vn/>

Hoang Khoi

Tax Partner

M +84 4 3850 1618

E Khoi.Hoang@vn.gt.com

Nguyen Dinh Du

Tax Partner

M +84 4 3850 1620

E Du.Nguyen@vn.gt.com

大形薫 (Kaoru Okata)

Director

Japanese Desk

M +84 4 3850 1680

E Kaoru.Okata@vn.gt.com

Pham Ngoc Long

Tax Director

M +84 4 3850 1684

E Long.Pham@vn.gt.com

Kieu Hoai Nam

Senior Manager

M +84 4 3850 1681

E Nam.Kieu@vn.gt.com

Ho Chi Minh Office

T +84 8 3910 9100

W: <http://www.gt.com.vn/>

Nguyen Hung Du

Tax Partner

M +84 8 3910 9231

E HungDu.Nguyen@vn.gt.com

Nguyen Thi Ngoc Uyen

Tax Director

M +84 8 3910 9232

E Uyen.Nguyen@vn.gt.com

安永梢 (Kozue Yasunaga)

Senior Manager

Japanses Desk

M +84 8 3910 9260

E Kozue.Yasunaga@vn.gt.com

Tran Nguyen Mong Van

Senior Manager

M +84 8 3910 9233

E MongVan.Tran@vn.gt.com

Valerie – Teo Liang Tuan

Senior Manager

M +84 8 3910 9235

E Tuan.Valerie@vn.gt.com

Nguyen Bao Thai

Senior Manager

M +84 8 3910 9236

E Thai.Nguyen@vn.gt.com